

平成 29 年 5 月 22 日

各 位

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1

株式会社ハニーズホールディングス

代表取締役 江 尻 義 久

適時開示方針の策定について

当社は、コーポレートガバナンス・コード基本原則 3. 「適切な情報開示と透明性の確保」、および 5. 「株主との対話」を踏まえて、「適時開示方針」を定めることといたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社「適時開示方針」は別紙のとおりです。

以上

適時開示方針

1. 情報開示の基本方針について

株式会社ハニーズホールディングスは、株主・投資家をはじめとするステークホルダーのみなさまの当社に対する理解を促進し、適正な評価をいただくために、当社に関する重要情報の適時・適切な開示を行ないます。

2. 情報開示の基準について

当社は、金融商品取引法などの諸法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程の「会社情報の適時開示等」に従い、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行います。

諸法令や有価証券上場規程の定める重要事実に該当しない場合であっても、株主・投資家のみなさまにとって有用であると判断されるものについては、可能な範囲で積極的かつ公平に開示いたします。

3. 情報開示の方法について

有価証券上場規程の定める情報の開示は、同規程に従い、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TD net）を通じて行います。同規程等に該当しない情報についても、投資判断に影響を及ぼすと思われる情報は、その重要度および緊急性に応じて、適宜、適切な方法で開示いたします。

4. 沈黙期間について

当社は、決算情報（四半期決算情報を含む）の漏えいを防ぎ、かつ情報開示の公平性を確保するため、決算発表までの数週間を沈黙期間と定めています。この期間につきましても、決算に関するコメント、ご質問などに関する回答は差し控えることとしております。

ただし、沈黙期間中に発生した業績予想と既発表の業績予想との差異が有価証券上場規程に該当する変動幅となる場合には、適宜、TD net、ニュースリリースなどにより情報開示を行ないます。

5. 将来の見通しについて

開示情報のうち、過去の事実に関するもの以外は、現在入手可能な情報に基づく当社の判断による見通しであり、潜在的なリスクや不確実性が含まれています。そのため、実際に公表される業績は、経済情勢、市場動向、税制や諸制度の変更などにより変動する可能性があります。